

上牧町人材登録制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多種・多様化する住民のニーズに対応するため、まちづくり、福祉、教育、環境又は防災防犯などあらゆる分野への住民の参画を基本として、各種事業の支援及び審議会等の委員の選任のための人材情報を登録し、登録された人材の協力を得ることにより、行政への積極的な参画を促すことを目的とする。

(名称)

第2条 設置する制度の名称は「上牧町まちづくり人財バンク」とする。

(登録ができる者の範囲)

第3条 人材登録制度に登録することができる者は、町行政の各分野に関連する免許若しくは資格又は知識、経験、技術若しくは能力を有する者で、要請があれば協力の意志がある町内在住又は在勤者の個人とする。ただし、次に掲げる個人については登録することができない。

- (1) もっぱら営利を目的とする個人
- (2) 特定の政党の利害に関する活動を行う個人
- (3) 特定の宗教への信仰を強要する個人
- (4) その他登録制度の目的に合わない個人

(登録の申請)

第4条 人材登録制度への登録を希望する者は、上牧町まちづくり人財バンク登録申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、直ちに登録申請書の内容を確認し、登録するものとする。

(登録の期間)

第5条 人材登録の期間は、登録した日から登録解除の申し出のあった日までとする。

2 登録された者は、登録期間の中途において、登録の解除を申し出ることができる。

(人材登録の活用)

第6条 行政への住民の参画を推進するという観点から、各種事業の支援及び審議会等の委員の選任に当たっては、人材登録制度を積極的に活用するものとする。

(庶務)

第7条 人材登録制度に関する庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。